

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	身体障害者福祉法第15条第1項の医師の指定	
根拠法令・条項	身体障害者福祉法第15条第1項及び第2項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項	
所管課	障害福祉部 障害者更生相談所	
審査基準	<p>身体障害者手帳の交付申請を行う際に添付する診断書を記載する医師の指定。 指定は、指定を受けようとする医師の書面による同意を得た上で、「地方社会福祉審議会」の意見を聴き行う。</p> <p>「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱い（平成21年12月24日厚生労働省通知発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の規定および次の各号のいずれかに該当していることを必要とする。</p> <p>（1）視覚障害、聴覚又は、平衡機能障害及び音声・言語機能及びそしゃく機能障害については、病院又は診療所において指定を受けようとする診療科の診療に概ね5年以上従事し、且つ診療に関する相当の学識経験を有すること。</p> <p>（2）聴覚障害については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること。</p> <p>（3）肢体不自由については、病院又は診療所において指定を受けようとする診療科の診療に概ね5年以上従事し、且つ診療に関する相当の学識経験を有すること。</p> <p>（4）内部障害（心臓・呼吸器・腎臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）については、病院又は診療所において指定を受けようとする診療科に関し、概ね7年以上の研究及び臨床経験を継続して有すること。ただし、審査部会委員が適当と認めたときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>（5）免疫機能障害については、エイズ拠点病院等の内科及び小児科等でHIV診療に従事し、かつその診療に関する相当の学識経験を有すること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	身体障害者福祉法第15条第2項の規定で「地方社会福祉審議会」の意見を聴く必要があり、開催日の翌月1日を指定日としている。